

【災害福祉支援チーム員 登録時研修】

行政説明 1

災害福祉支援チームについての基本事項

千葉県

災害福祉支援ネットワーク協議会事務局

本資料は「令和元年度 社会福祉推進事業 災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業(株)富士通総研」の成果をもとに作成しています。

【災害福祉支援チーム員 登録研修】

災害福祉支援チーム（千葉県DWAT）についての基本事項

【構成】

I．災害時の福祉支援が求められた背景

II．災害福祉支援ネットワークと
災害福祉支援チーム（DWAT）

III．千葉県の体制について

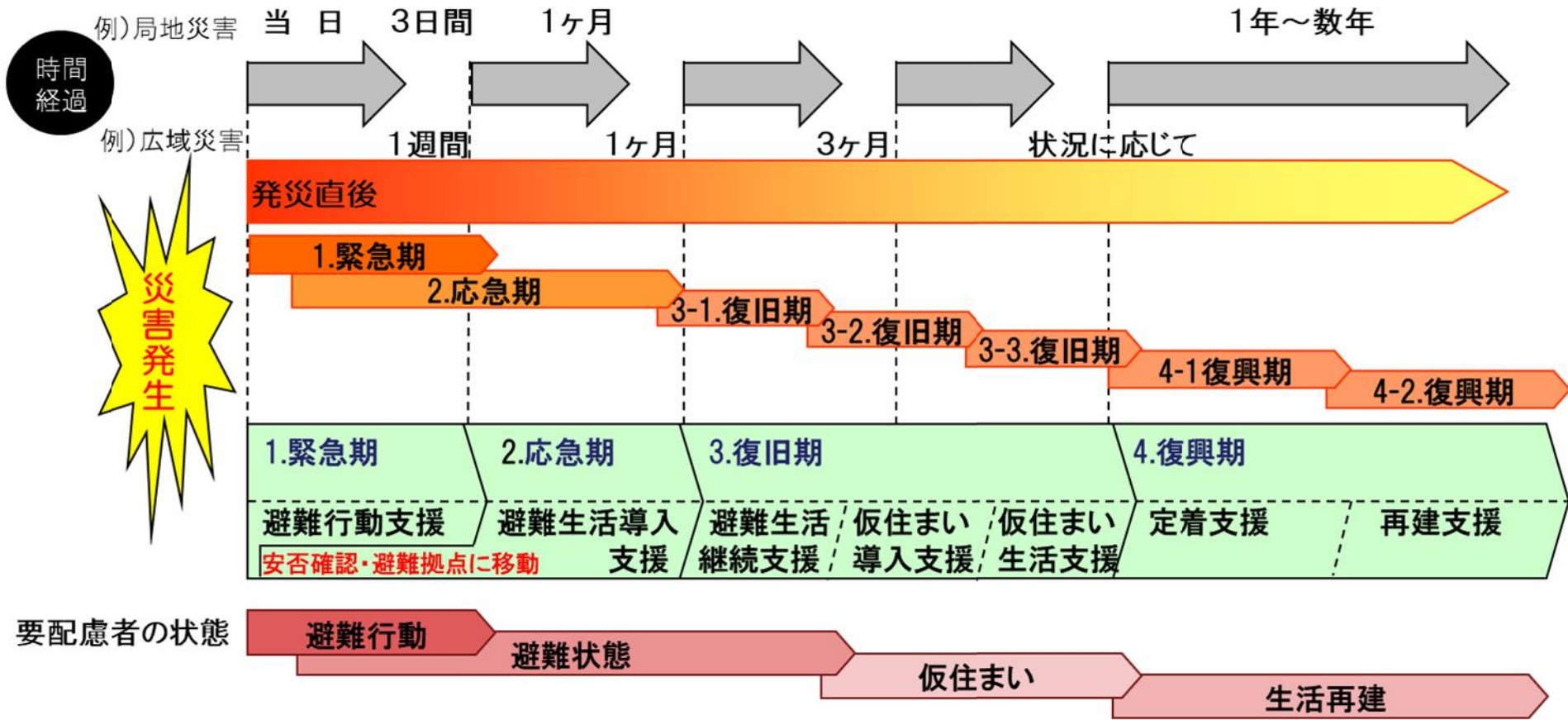
【構成】

I . 災害時の福祉支援が求められた背景

II . 災害福祉支援ネットワークと 災害福祉支援チーム（D W A T）

III . 千葉県の体制について

1.災害の時系列（フェーズ）を理解する



2.指定避難所とは

考え方	<p>指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を<u>災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。</u></p> <p>(災害対策基本法第49条の7)</p>
基準	<p>以下のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 <p>なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、</p> <ul style="list-style-type: none">要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 <p>福祉施設のほか、市民センターや公民館等が指定されていることが多い</p> <p>学校が指定されていることが多い</p> <p>(災害対策基本法令第20条の6)</p>

3.過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- ・・特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

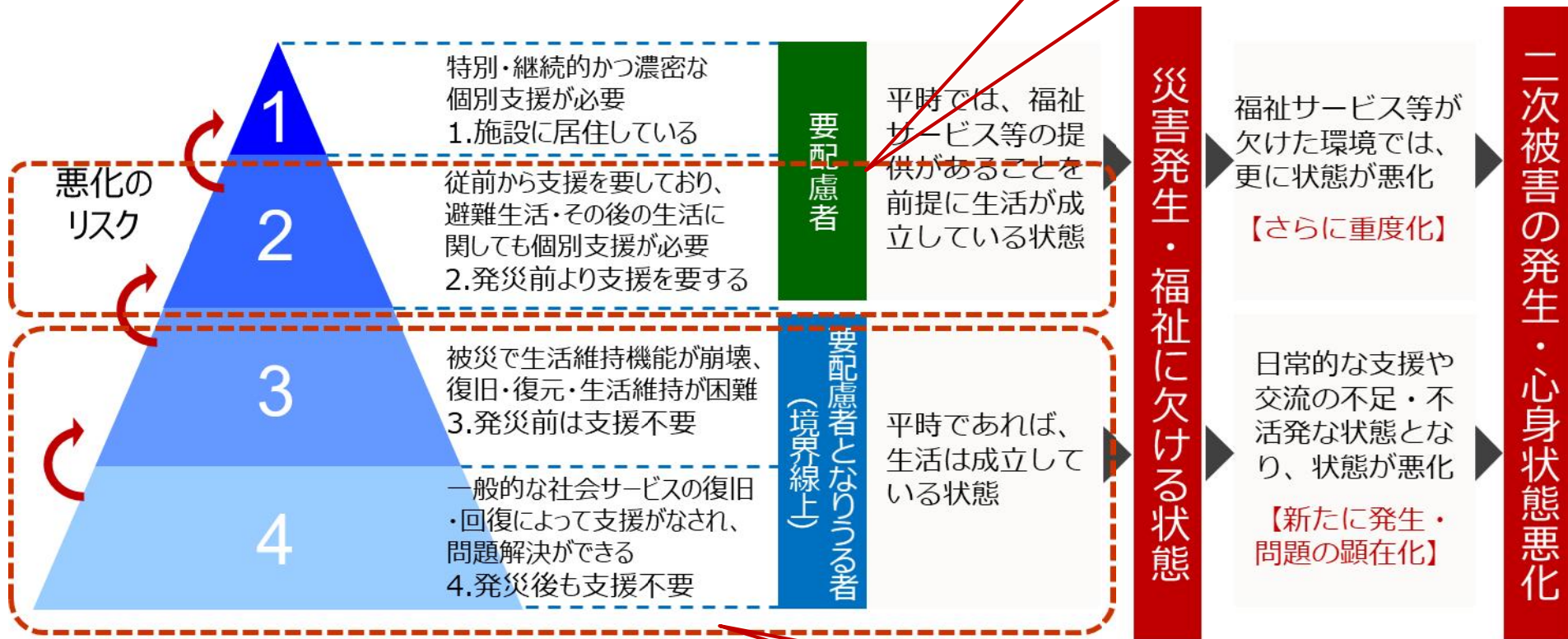
- ・・特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- ・・重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで状態が悪化することになる

災害から助かったのに守られない命

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

4. 支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク

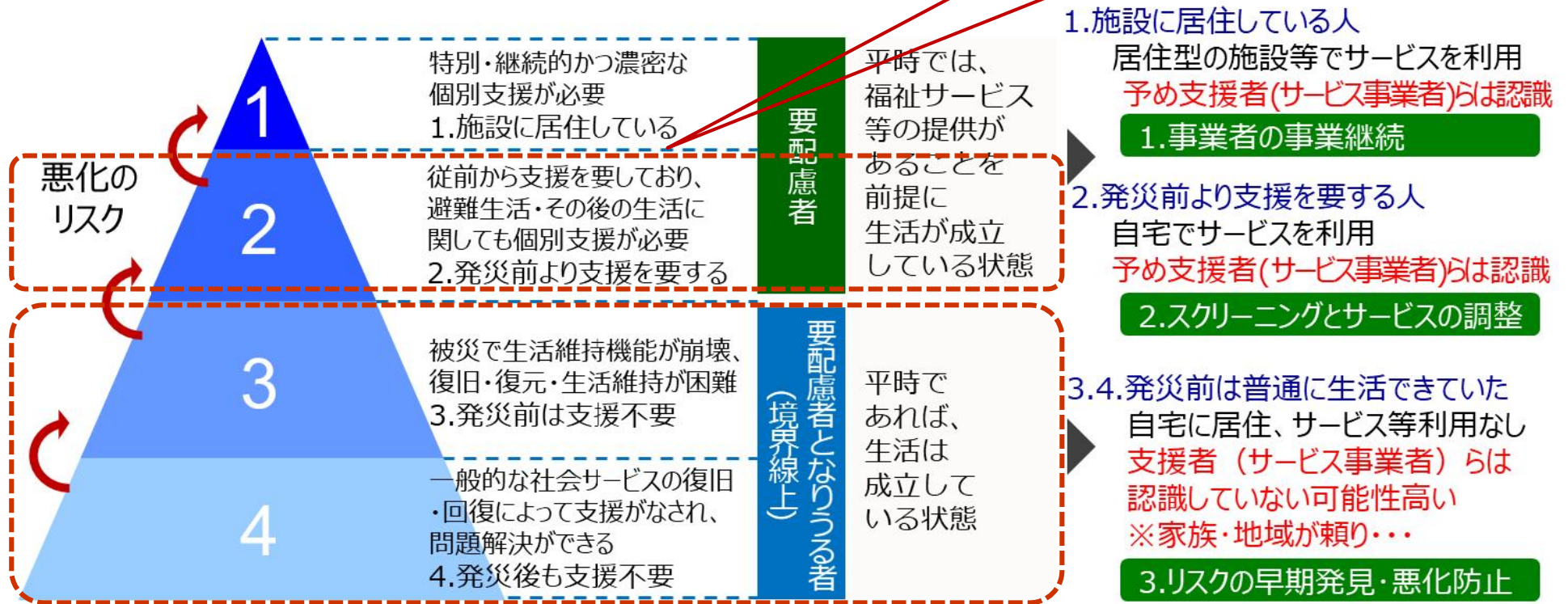
平時より市町村に「要配慮者」、「避難行動要支援者」として認識される



避難生活の中での二次被害により重度化、新たな課題が発生し、状態が悪化する

5.二次被害を防ぐために必要なこと

平時より市町村に
「要配慮者」、「避難行動要支援者」
として認識される



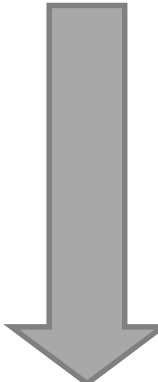
避難生活の中での二次被害により
重度化、新たな課題が発生し、
状態が悪化する

6.災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

- 高齢者（要介護の者）
- 障害者・児
- 乳幼児 …… 等のほか、妊産婦、外国人、疾病者、避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になってもおかしくない。他人事ではない。



【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある

【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす重度の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

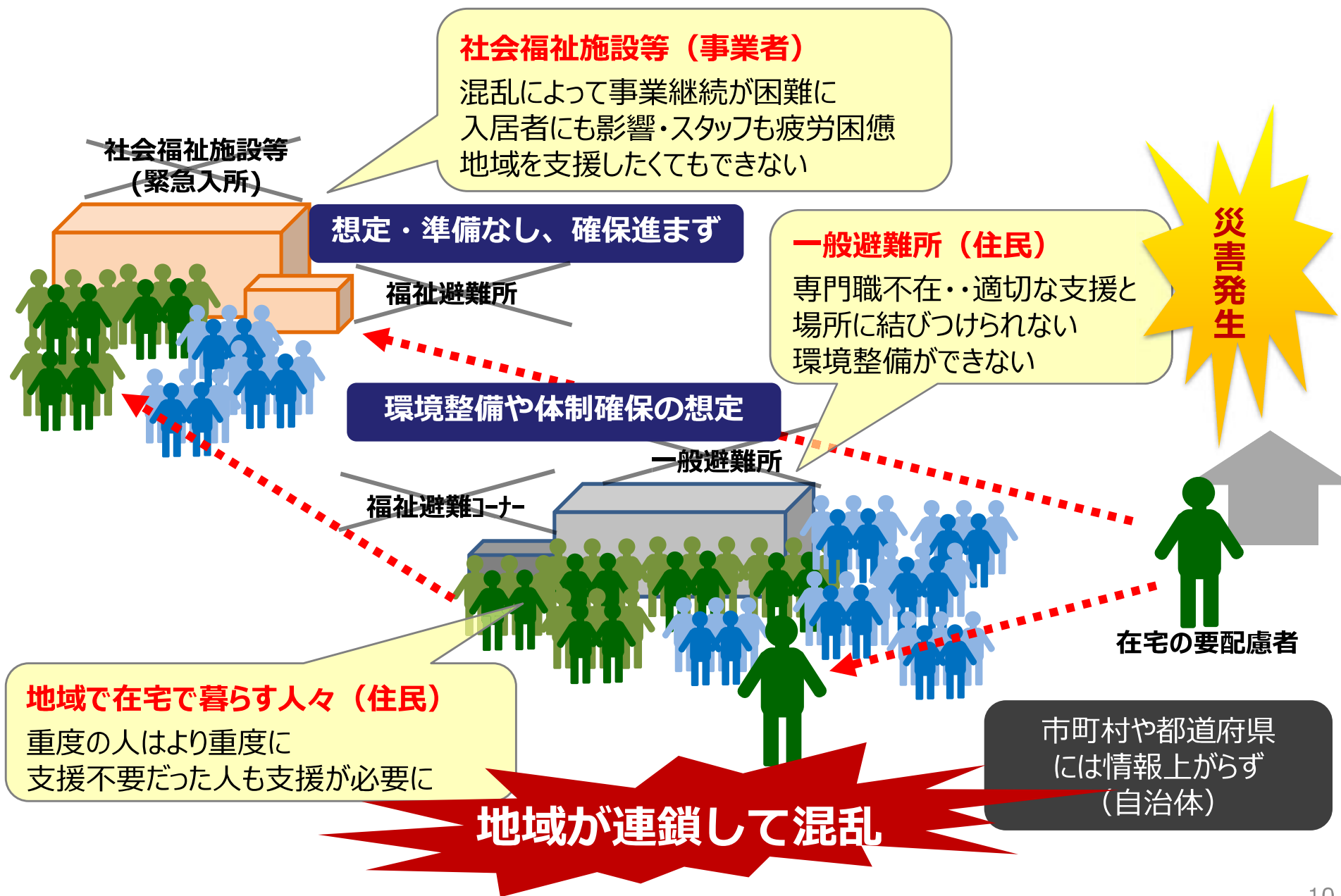
災害による被害は皆にとって同じではない

- 普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかることはできない

- その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

7.災害時に想定される状況（災害福祉支援チームがない場合）



8.二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実

①要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難

→緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難

→介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要

②一般避難所の混乱

→避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、
それができる人材も不足

③二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず

→運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

- 一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
- 一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に

一般避難所を機能強化し、受け止められる人々を増やすことが必要